

下記のとおり、自動販売機設置に伴う市有物件貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和6年1月26日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目

札幌市手稲区市民部総務企画課庶務係 電話 011-681-2425

2 入札に付する事項

(1) 事業の名称

一般競争入札による市有財産の貸付（自動販売機設置用）

(2) 貸付内容・場所等

物件番号 手稲総務-1 手稲コミュニティセンター

※ 詳細は「令和6年度自動販売機設置事業者募集案内書」（以下「案内書」という。）

(3) 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

(4) 入札方法

年額で行う。入札書には1年間の貸付料の金額を記入する。なお、最低貸付価格（15,600円/年）を設定しているため、当該最低貸付価格を下回る価格による入札は無効とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は総価（落札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）で計算した3か年の合計額）で行う。

3 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）
- (3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (6) 上記(5)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (7) 札幌市税の未納がないこと。
- (8) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

4 応募申込手続

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込にあたっては案内書を熟読し、契約の条件、現地の図面等を確認のうえ、申込むこと。

(1) 受付期間

令和6年1月26日（金）から令和6年2月16日（金）までの平日午前8時45分から午後5

時 15 分まで。※郵送の場合は必着とする。

(2) 提出方法

送付又は持参により提出すること。

送付の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書在住」と表記のうえ、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封すること。

(3) 提出先

上記 1 に同じ。

(4) 提出書類

案内書による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 案内書を示す場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。

なお、案内書は手稲区ホームページ（下記 URL）にて公開する。

<http://www.city.sapporo.jp/teine/shimin/keiyaku/ippannkyousou/20240126.html>

(2) 入札書の提出期限

令和 6 年 2 月 29 日（木）午後 5 時 15 分 ※送付の場合は必着とする。

(3) 提出方法

送付又は持参により提出すること。なお、提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 6 年 3 月 1 日 9 時 30 分開札 自動販売機入札書在中」の旨を記載し、上記提出期限までに提出すること。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に「令和 6 年 3 月 1 日 9 時 30 分開札 自動販売機入札書在中」の旨を記載し、特定記録郵便等の引受記録が残るもので上記提出期限までに送付すること。

(4) 提出先

上記 1 に同じ。

(5) 開札の日時及び場所

令和 6 年 3 月 1 日（金）午前 9 時 30 分

札幌市手稲区役所 3 階 D 会議室（札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目）

6 入札手続等

(1) 入札保証金 要

ア 入札保証金は最低貸付価格×3 年分の 100 分の 3 の額（円未満切上げ）とする。

イ 納めた入札保証金は、落札されなかった者については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還するが、落札を取り消された者の入札保証金は、札幌市に帰属する。

また、落札者については契約保証金に充当する。

ウ この入札保証金を札幌市が返還する場合は、利息を付さない（後日、ゆうちょ銀行以外の指定金融機関に振り込みを行う。）

エ 過去 2 年間に札幌市への自動販売機の設置実績（目的外使用許可を含む。）がある場合は、この保証金を免除するので、設置実績が確認できる契約書等の写しを参加申込書と併せて提出すること。

(2) 契約保証金 要

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発効の納入通知書により指定期日までに一括で納入すること。当該保証金の金額は契約金額の 100 分の 10（円未満切上げ）の額とするが、納

入済みの入札保証金はこれに充当する。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年 14.6%の割合で計算した額を延滞金として支払うこと。

ウ 契約保証金は貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。

エ 契約保証金は本件契約の期間満了時に貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者からの還付申出書の提出に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付さない。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本契約を解除する。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低貸付価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) 詳細は案内書による。